官報：正誤

正誤

令和五年三月三十一日（号外第六十八号）公布

外務省令第八号（外務省組織規則の一部を改正する省令）

（印刷誤り）

ページ	段	行	誤	正
一四三	改正後欄終りから	六	領事デジタル化推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。	領事デジタル化推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。
〃	〃	二	領事デジタル化推進室に、室長を置く。	領事デジタル化推進室に、室長を置く。

本紙：令和5年4月20日より引用しております